北阪保育園運営規程

（施設の名称等）

第１条　社会福祉法人北阪福祉会が設置するこの保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

⑴　名　称　　北阪保育園

⑵　所在地　　大阪府柏原市片山町１番１９号

（施設の目的及び運営方針）

第２条　北阪保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。

２　当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するものとする。

３　当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。

４　当園は、園児を保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら､園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うものとする。

５　当園は、大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年大阪府条例第１０３号）その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（利用定員）

第３条　当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第１９条第１項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

⑴　法第１９条第１項第２号の子ども（保育を必要とする３歳以上児。以下「２号認定子ども」という。）　５９人

⑵　法第１９条第１項第３号の子ども（保育を必要とする３歳未満児。以下「３号認定子ども」という。）のうち、満１歳以上の子ども　　２２人

⑶　３号認定子どものうち、満１歳未満の子ども　　９人

（提供する保育等の内容）

第４条　当園は、保育所保育指針（平成２９年厚生労働省告示第１１７号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

⑴　特定教育・保育（法第２７条第１項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）

教育・保育給付認定を受けた保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該教育・保育給付認定における保育必要量（法第２０条第３項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

⑵　時間外保育

やむを得ない理由により、教育・保育給付認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該教育・保育給付認定に係る園児に対し、第７条に規定する時間の範囲内において、法第５９条第２号に規定する時間外保育を提供する。

⑶　食事の提供

自園調理による給食の提供を行う。また、可能な範囲においてアレルギー対応を行う。

⑷　その他保育に係る行事等

(5)　一時的保育事業

柏原市との委託契約に基づき、一時的保育事業を実施する。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第５条　保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。（令和１年 10 月１日現在）

⑴　園長　１名（常勤）

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

⑵　主任保育士　１名（常勤１名）

主任保育士は､地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに､園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

⑶　保育士　１９名（常勤１１名、非常勤８名）

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

（保育を提供する日）

第６条　保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（１２月２９日から１月３日）及び祝祭日を除く。

（保育を提供する時間）

第７条　保育を提供する時間は、次のとおりとする。

⑴　保育標準時間認定に係る保育時間

７時３０分から１８時３０分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、１９時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

⑵　保育短時間認定に係る保育時間

９時から１７時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、７時３０分から９時まで又は１７時から１９時までの範囲内で、時間外保育を提供す

る。

（利用者負担その他の費用の種類）

第８条　当園の特定教育・保育を利用した教育・保育給付認定保護者は、その教育・保育給付認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担額（保育料）を支払うものとする。

２　当園は、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

３　前項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を教育・保育給付認定保護者に対し交付する。

（利用の開始に関する事項）

第９条　当園は、柏原市から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

（利用の終了に関する事項）

第１０条　当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

⑴　園児が小学校に就学したとき。

⑵　２号認定子どもの教育・保育給付認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。

⑶　３号認定子どもの教育・保育給付認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。

⑷　その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

（利用に当たっての留意事項）

第１１条　当園の利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

⑴欠席、又は登園が遅れる場合は、９時２０分までに電話で連絡すること。

⑵原則、保育時間中に迎えに来るようにすること。緊急の場合等で迎えが遅れたり、時間外保育を利用する場合は、該当以時間の３０分前までに電話で連絡すること。

⑶インフルエンザ等の感染症にかかった場合は､医師の当園許可を得てから登園すること。

（緊急時における対応方法）

第１２条　当園の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

２　保育の提供により事故が発生した場合は、柏原市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

４　園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第１３条　非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月１回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

（虐待の防止のための措置）

第１４条　当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

（記録の整備）

第１５条　当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

⑴　保育の実施に当たっての計画

⑵　提供した保育に係る提供記録

⑶　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）第１９条に規定する市町村への通知に係る記録

⑷　保護者からの苦情の内容等の記録

⑸　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（その他運営に関する重要事項）

第１６条　当園に従事するすべての職員は、業務上知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

２　前項の規定は、退職後においても同様とする。

附　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

この規程は、令和１年１０月１日から施行する。

別表

1　保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項　目	内容、負担を求める理由及び目的	金　額
２号認定子ども（３歳以上児）に係る主食費	給食の主食（米、パン、麺など）	月額　1,500 円
２号認定子ども（３歳以上児）に係る副食費	給食の副食（上記主食以外）	月額　4,000 円
午睡用布団（0 歳児）	ベットのサイズに合わせる為	月額リース　1,000 円
月刊絵本（4.5 歳児）	保育内容の向上のため	月額　450 円
出席ブック（1 歳児～）	保育内容の向上のため	400 円
文字練習帳（5 歳児）	保育内容の向上のため	400 円
サインペン（５歳児）	保育内容の向上のため	450 円
ねんどセット（4 歳以上児）	保育内容の向上のため	970 円
道具箱セット（3 歳児～）	保育内容の向上のため	1,640 円
体操服上下（3 歳以上児）	半袖上下、長袖上	7,400 円
通園用カバン		3,500 円
カラー帽子		940 円
園外保育	貸切バスを利用するとき	500 円

2　時間外保育に係る利用者負担額

時間外保育に係る利用者負担額については、柏原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の保育料に関する条例（平成 27 年柏原市条例第１０号）第４条第１項第３号において定める額とする。

北阪保育園における乳児等通園支援事業に係る運営規程

（総則）

第１条　この運営規程は、次条に規定する乳児等通園支援事業の運営のため、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）及び柏原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年柏原市条例第２５号）その他の関係法令（以下「法令等」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（事業所の名称等）

第２条　社会福祉法人北阪福祉会が設置する乳児等通園支援事業を実施する施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　北阪保育園

（２）所在地　　大阪府柏原市片山町１番１９号

（事業の目的及び運営の方針）

第３条　北阪保育園（以下「当園」という。）が運営する乳児等通園支援事業が乳児等通園支援（以下、支援という。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児及び幼児が、心身ともに健やかに育成されることを目的とする。

２　当園は、法令等を順守し、乳児等通園支援事業を実施するものとする。

３　当園は、保育所保育指針（平成２９年３月３１日厚労告１０７号）に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用する乳幼児の心身の状況等に応じた支援を提供するものとする。

（提供する支援の内容）

第４条　当園は第７条に規定する時間において、一般型乳児等通園支援事業における支援を提供する。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第５条　支援の実施にあたり配置する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名

職員及び業務の管理を行うとともに、支援内容を統括する。

（２）保育士　１名（常勤１名）

専門的知識及び技術をもって、乳幼児の支援及び保護者に対する支援に関する指導を行う

（支援の提供を行う日）

第６条　支援の提供を行う日は、月曜日とする。ただし、祝祭日、年末年始（12/29～1/3）及び当園が別で定める家庭保育協力日を除く。

（支援の提供を行う時間）

第７条　支援を提供する時間は、午前９時 15 分から午前 11 時 45 分までとする。

（利用料その他の費用等）
第８条　支援を利用した保護者は、別表１に記載の項目について当園へ支払うものとする。

（乳児、幼児の区分ごとの利用定員）
第９条　利用定員は以下のとおりとする。
（１）０歳児　１人
（２）１歳児　１人
（３）２歳児　１人

（利用の開始に関する事項）
第１０条　支援の提供に係る申請があった場合、利用を希望する保護者に認定証の提示を求め、乳児等通園支援事業の利用対象者であることを確認するものとする。
２　支援の利用の申込みを行った保護者に対して、本運営規程の概要など利用申込者が支援の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を用いて、説明を行うものとする。
３　支援の提供に際して、乳幼児の心身の状況、その置かれている環境、他の保育施設等の利用状況等の把握を行うものとする。

（利用の終了に関する事項）
第１１条　以下の場合には支援の提供を終了するものとする。
（１）利用乳幼児が満３歳に達したとき
（２）利用乳幼児が保育施設等へ入所する等、利用要件に該当しなくなったとき
（３）その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。ただしこの場合は、事前に市と協議を行うものとする

（利用にあたっての留意事項）
第１２条　保護者が偽りその他の不正な行為によって乳児等通園支援の提供を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して市に通知するものとする。

（緊急時等における対応方法）
第１３条　当園の職員においては、支援の提供を行っている利用乳幼児に体調の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに当該利用乳幼児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
２　当園は、支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合に円滑に損害賠償を行うため、当園を被保険者とする別表２の賠償責任保険に加入する。

（非常災害対策）
第１４条　当園は、地震、津波、火災、台風又は風水害等の災害に対する避難計画等を作成し、毎月１回、避難及び消火に関する訓練を行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）
第１５条　当園は、利用乳幼児の虐待の防止に関して、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

（秘密の保持）
第１６条　当園の職員は、業務上知り得た利用子ども及び保護者の秘密を保持する。
２　当園の職員は、業務上知り得た地域の子ども及びその家族の秘密を保持する。
３　当園の職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

附則
この規程は、令和８年４月１日より施行する。

別表１（第７条関係）　乳児等通園支援の提供に要する利用者負担金

項　　目	内　　容	金　　額
利用料	乳児等通園支援事業の利用料	３００円/時間
キャンセル料金	利用日当日の午前９時以降に予約をキャンセルした場合のキャンセル料金	全　額

別表２　（単位：円）

保険の種類	三井住友海上火災保険（㈱）　社会福祉施設賠償責任補償		
保険の内容	施設所有	身体 財物	１名・・・５億円 / １事故・・・１０億円 １事故・・・１億円
	生産物	身体 財物	１名・・・５億円 / １事故・・・１０億円 １事故・・・１億円
	受託物	財物	１事故・・・１億円